

管理者及び副管理者の職務を代理する職員を指定

**昭和47年4月4日
告示第3号**

改正 平成19年3月8日（告示第1号）

地方自治法第152条第2項に規定する管理者及び副管理者に事故があるとき又は欠けたときにその職務を代理する職員を次のとおり指定する。

事務局長の職にある職員